

(様式第2号)

監委第87号

令和2年2月27日

太田市市長 清水 聖義 様
太田市議会議長 久保田 俊 様
太田市農業委員会会長 新井 章夫 様

太田市監査委員 高橋 嘉一郎
太田市監査委員 町田 正行

定期監査結果報告書
(市民生活部・文化スポーツ部・農政部・議会事務局・農業委員会事務局)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

記

1 監査の期間

令和2年1月24日から令和2年2月13日まで

2 監査の方法

定期監査実施にあたっては、各監査対象における令和元年度(令和元年12月31日現在)の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、所属長及び関係職員から説明を求め、関係諸帳簿を調査するとともに事務が合理的かつ効果的に実施されているか監査を実施した。

3 監査の対象

◎ 市民生活部

(1) 組織

監査基準日現在、市民生活部の職員は246名(内、再任用職員9名、嘱託員20名、臨時職員65名)であり、市民そうだん課・市民課・交通対策課・地域総務課・15行政センター及び生涯学習課を置く。

(2) 事務分掌

- ア 市民生活の支援及び相談に関する事項
- イ 戸籍及び住民基本台帳に関する事項
- ウ 交通に関する事項
- エ 地域コミュニティに関する事項
- オ 行政センターに関する事項

カ 生涯学習に関する事項

○ 市民そうだん課

(1) 組 織

監査基準日現在、市民そうだん課の職員は14名（内、臨時職員5名）であり、市民そうだん係、人権・市民活動係及び消費生活センターを置く。

(2) 事務分掌

- ア 市民の要望、陳情、苦情等の受付及び連絡調整に関する事。
- イ 市民相談に関する事。
- ウ 人権擁護に関する事。
- エ 人権同和行政に関する事。
- オ 男女共同参画の推進に関する事。
- カ 消費者行政に関する事。
- キ 民間非営利団体に関する事。
- ク その他公益な市民活動に関する事。
- ケ 市民憲章に関する事。

○ 市民課

(1) 組 織

監査基準日現在、市民課の職員は70名（内、再任用職員1名、嘱託員6名、臨時職員16名）であり、管理戸籍係、窓口記録一係、窓口記録二係、東サービスセンター及び西サービスセンターを置く。

(2) 事務分掌

- ア 戸籍に関する事。
- イ 住民基本台帳に関する事。
- ウ 印鑑登録に関する事。
- エ 特別永住者証明書交付関連事務に関する事。
- オ 埋火葬許可及び斎場使用料の徴収に関する事。
- カ 人口動態及び人口統計に関する事。
- キ 相続税法(昭和25年法律第73号)第58条の通知事務に関する事。
- ク 自衛官募集連絡事務に関する事。
- ケ 所管に係る証明交付及び手数料の徴収に関する事。
- コ 住居表示地内の住居番号の表示に関する事。
- サ 自動車臨時運行許可に関する事。
- シ 住民異動に伴う国民健康保険の被保険者の資格得喪及び葬祭費の支給申請の受付に関する事。
- ス 連絡所に関する事。
- セ 斎場に関する事。
- ソ サービスセンターの管理運営に関する事。
- タ 火葬施設使用助成に関する事。

- チ 介護保険の被保険者の資格得喪届出に関する事。
- ツ 改葬に関する事。
- テ 犯罪人名簿事務に関する事。
- ト 一般旅券に関する事。

○ 交通対策課

(1) 組 織

監査基準日現在、交通対策課の職員は27名（内、再任用職員1名、嘱託員1名、臨時職員19名）であり、交通対策係及び公共バス運行管理係を置く。

(2) 事務分掌

- ア 交通安全政策及び指導に関する事。
- イ 放置自動車に関する事。
- ウ 公共交通政策及び関係団体に関する事。
- エ **BUS**ターミナルおおたに関する事。
- オ 駅周辺の放置自転車等の対策に関する事。
- カ 太田駅周辺多目的市営駐車場管理に関する事。
- キ 公共バスの運行管理に関する事。

○ 地域総務課

(1) 組 織

監査基準日現在、地域総務課の職員は6名であり、地域コミュニティ係を置く。

(2) 事務分掌

- ア 地域活動の振興に関する事。
- イ 行政区及び区制事務に関する事。

○ 太田行政センター

(1) 組 織

監査基準日現在、太田行政センターの職員は6名（内、再任用職員1名、臨時職員2名）であり、住民サービス係を置く。

(2) 事務分掌

- ア 地区住民の生活向上に関する事。
- イ 生涯学習に関する事。

○ 九合行政センター

(1) 組 織

監査基準日現在、九合行政センターの職員は9名（内、嘱託員1名、臨時職員3名）であり、住民サービス係を置く。

(2) 事務分掌

- ア 連絡所業務に関する事。

イ 地区住民の生活向上に関する事。

ウ 生涯学習に関する事。

○ 沢野行政センター

(1) 組織

監査基準日現在、沢野行政センターの職員は10名（内、嘱託員1名、臨時職員4名）であり、住民サービス係及び南ふれあいセンターを置く。

(2) 事務分掌

ア 連絡所業務に関する事。

イ 地区住民の生活向上に関する事。

ウ 生涯学習に関する事。

エ 南ふれあいセンターの管理運営に関する事。

○ 葦川行政センター

(1) 組織

監査基準日現在、葦川行政センターの職員は7名（内、臨時職員2名）であり、住民サービス係を置く。

(2) 事務分掌

ア 連絡所業務に関する事。

イ 地区住民の生活向上に関する事。

ウ 生涯学習に関する事。

○ 鳥之郷行政センター

(1) 組織

監査基準日現在、鳥之郷行政センターの職員は6名（内、臨時職員1名）であり、住民サービス係を置く。

(2) 事務分掌

ア 連絡所業務に関する事。

イ 地区住民の生活向上に関する事。

ウ 生涯学習に関する事。

○ 強戸行政センター

(1) 組織

監査基準日現在、強戸行政センターの職員は7名（内、嘱託員1名、臨時職員2名）であり、住民サービス係及び強戸ふれあいセンターを置く。

(2) 事務分掌

ア 連絡所業務に関する事。

イ 地区住民の生活向上に関する事。

ウ 生涯学習に関する事。

エ 強戸ふれあいセンターの管理運営に関すること。

○ 休泊行政センター

(1) 組織

監査基準日現在、休泊行政センターの職員は9名（内、嘱託員2名、臨時職員1名）であり、住民サービス係を置く。

(2) 事務分掌

- ア 連絡所業務に関すること。
- イ 地区住民の生活向上に関すること。
- ウ 生涯学習に関すること。

○ 宝泉行政センター

(1) 組織

監査基準日現在、宝泉行政センターの職員は7名（内、臨時職員2名）であり、住民サービス係を置く。

(2) 事務分掌

- ア 連絡所業務に関すること。
- イ 地区住民の生活向上に関すること。
- ウ 生涯学習に関すること。

○ 毛里田行政センター

(1) 組織

監査基準日現在、毛里田行政センターの職員は6名（内、再任用職員1名）であり、住民サービス係を置く。

(2) 事務分掌

- ア 連絡所業務に関すること。
- イ 地区住民の生活向上に関すること。
- ウ 生涯学習に関すること。

○ 尾島行政センター

(1) 組織

監査基準日現在、尾島行政センターの職員は12名（内、再任用職員2名、嘱託員4名、臨時職員1名）であり、住民サービス係を置く。

(2) 事務分掌

- ア 連絡所業務に関すること。
- イ 地区住民の生活向上に関すること。
- ウ 生涯学習に関すること。

○ 世良田行政センター

(1) 組 織

監査基準日現在、世良田行政センターの職員は5名（内、臨時職員1名）であり、住民サービス係を置く。

(2) 事務分掌

- ア 連絡所業務に関する事。
- イ 地区住民の生活向上に関する事。
- ウ 生涯学習に関する事。

○ 木崎行政センター

(1) 組 織

監査基準日現在、木崎行政センターの職員は6名（内、再任用職員1名、嘱託員1名）であり、住民サービス係を置く。

(2) 事務分掌

- ア 連絡所業務に関する事。
- イ 地区住民の生活向上に関する事。
- ウ 生涯学習に関する事。

○ 生品行政センター

(1) 組 織

監査基準日現在、生品行政センターの職員は6名（内、嘱託員1名）であり、住民サービス係を置く。

(2) 事務分掌

- ア 連絡所業務に関する事。
- イ 地区住民の生活向上に関する事。
- ウ 生涯学習に関する事。

○ 綿打行政センター

(1) 組 織

監査基準日現在、綿打行政センターの職員は6名（内、臨時職員1名）であり、住民サービス係を置く。

(2) 事務分掌

- ア 連絡所業務に関する事。
- イ 地区住民の生活向上に関する事。
- ウ 生涯学習に関する事。

○ 藪塚本町行政センター

(1) 組 織

監査基準日現在、藪塚本町行政センターの職員は13名（内、再任用職員1名、嘱託員2名、臨時職員3名）であり、住民サービス係及び藪塚本町中央公民館係を置く。

(2) 事務分掌

- ア 連絡所業務に関する事。
- イ 地区住民の生活向上に関する事。
- ウ 生涯学習に関する事。
- エ 藪塚本町庁舎の維持管理に関する事。

○ 生涯学習課

(1) 組織

監査基準日現在、生涯学習課の職員は12名（内、再任用職員1名、臨時職員2名）であり、生涯学習係を置く。

(2) 事務分掌

- ア 文化功労賞に関する事。
- イ 生涯学習に関する事。
- ウ 社会教育に関する事。
- エ 社会教育施設（行政センターを含む。）との連絡調整に関する事。
- オ 社会教育委員の委嘱に関する事。
- カ 社会人権教育に関する事。
- キ 社会教育総合センターの管理運営に関する事。
- ク 生涯学習センターとの連絡調整に関する事。

◎ 文化スポーツ部

(1) 組織

監査基準日現在、文化スポーツ部の職員は101名（内、再任用職員3名、嘱託員6名、臨時職員46名）であり、文化スポーツ総務課、文化課、学習文化課、美術館・図書館、芸術学校担当、スポーツ振興課、スポーツアカデミー担当及びスポーツ施設管理課を置く。

(2) 事務分掌

- ア 文化に関する事項
- イ スポーツに関する事項

○ 文化スポーツ総務課

(1) 組織

監査基準日現在、文化スポーツ総務課の職員は3名であり、総務係を置く。

(2) 事務分掌

- ア 文化スポーツ振興計画に関する事。
- イ 文化スポーツ振興事業及び文化・体育施設の管理事務の委託に関する事。
- ウ 一般財団法人太田市文化スポーツ振興財団との連絡調整に関する事。
- エ 一般財団法人太田市文化スポーツ振興財団に関する事。

○ 文化課

(1) 組 織

監査基準日現在、文化課の職員は5名であり、市民会館係及び新田藪塚文化係を置く。

(2) 事務分掌

ア 文化振興事業に関すること。

イ 文化施設の管理運営に関すること。

○ 学習文化課

(1) 組 織

監査基準日現在、学習文化課の職員は62名（内、再任用職員1名、嘱託員6名、臨時職員44名）であり、中央図書館、尾島図書館、新田図書館及び藪塚本町図書館を置く。

(2) 事務分掌

ア 学習文化センターの管理運営に関すること。

イ 図書館に関すること。

ウ 図書館協議会に関すること。

○ 美術館・図書館

(1) 組 織

監査基準日現在、美術館・図書館の職員は9名（内、再任用職員1名、臨時職員2名）であり、管理係及び学芸係を置く。

(2) 事務分掌

ア 美術館・図書館の管理運営に関すること。

イ 美術館・図書館の事業に関すること。

○ 芸術学校担当

(1) 組 織

監査基準日現在、芸術学校担当の職員は4名であり、管理係及び指導係を置く。

(2) 事務分掌

ア おおた芸術学校の運営に関すること。

イ 学校施設の管理に関すること。

○ スポーツ振興課

(1) 組 織

監査基準日現在、スポーツ振興課の職員は2名であり、スポーツ係を置く。

(2) 事務分掌

ア スポーツ振興に関すること。

イ スポーツ推進委員に関すること。

ウ 体育協会に関すること。

○ スポーツアカデミー担当

(1) 組 織

監査基準日現在、スポーツアカデミー担当の職員は4名であり、強化育成係を置く。

(2) 事務分掌

ア おおたスポーツアカデミーの運営に関すること。

○ スポーツ施設管理課

(1) 組 織

監査基準日現在、スポーツ施設管理課の職員は9名（内、再任用職員1名）であり、東部スポーツ施設係、西部スポーツ施設係及び渡良瀬スポーツ広場係を置く。

(2) 事務分掌

ア 体育施設の管理運営に関すること。

イ 体育施設の整備及び改修工事に関すること。

◎ 農政部

(1) 組 織

監査基準日現在、農政部の職員は46名（内、再任用職員3名、嘱託員2名、臨時職員8名）であり、農業政策課及び農村整備課を置く。

(2) 事務分掌

ア 農林水産業に関する事項

イ 土地改良に関する事項

○ 農業政策課

(1) 組 織

監査基準日現在、農業政策課の職員は24名（内、再任用職員1名、嘱託員2名、臨時職員2名）であり、農政係、指導係及び有害鳥獣対策係を置く。

(2) 事務分掌

ア 農政の企画及び調整に関すること。

イ 農林水産業の振興に関すること。

ウ 市有林に関すること。

エ 農業委員会との連絡調整に関すること。

オ 群馬県農業共済組合及び農業団体との連絡調整に関すること。

カ 農村環境改善センターに関すること。

キ 道の駅おおた交流センターに関すること。

ク 新田庁舎の維持管理に関すること。

○ 農村整備課

(1) 組 織

監査基準日現在、農村整備課の職員は20名（内、再任用職員2名、臨時職員6名）であり、国土調査係、改良整備係及び施設管理係を置く。

(2) 事務分掌

- ア 国土調査の計画及び実施に関すること。
- イ 農業農村整備事業に関すること。
- ウ 土地改良事業の調査、計画及び実施に関すること。
- エ 土地改良区との連絡調整に関すること。
- オ 農地及び農業用施設の整備及び維持管理に関すること。
- カ 総合農地防災事業に関すること。

◎ 議会事務局

(1) 組 織

監査基準日現在、議会事務局の職員は12名であり、議会総務課は、総務係及び議事係を置く。

(2) 事務分掌

- ア 議長及び副議長の秘書に関すること。
- イ 交際及び儀式に関すること。
- ウ 公印の保管に関すること。
- エ 議長会に関すること。
- オ 予算及び決算に関すること。
- カ 文書の收受発送及び保管に関すること。
- キ 議員の身分に関すること。
- ク 議員報酬及び費用弁償に関すること。
- ケ 議員の共済年金に関すること。
- コ 議員の研修、政策研究等に関すること。
- サ 職員の人事、給与及び服務に関すること。
- シ 職員の研修及び福利厚生に関すること。
- ス 議会関係各室の管理に関すること。
- セ 議場の管理に関すること。
- ソ 条例、規則等の制定改廃に関すること。
- タ 政務活動費に関すること。
- チ 本会議及び協議会に関すること。
- ツ 委員会に関すること。
- テ 公聴会に関すること。
- ト 議事日程及び諸報告に関すること。
- ナ 議会提出議案に関すること。
- ニ 議案、請願、陳情及び意見書等に関すること。
- ヌ 議決事項の処理に関すること。
- ネ 質問通告に関すること。
- ノ 会議録等会議の記録に関すること。
- ハ 会議録検索システムに関すること。
- ヒ 議案その他の事件に関する調査及び情報収集に関すること。

- フ その他議事に関する事。
- ヘ 各種資料の収集及び作成に関する事。
- ホ 関係法令の調査に関する事。
- マ 行政視察の受け入れに関する事。
- ミ 議会広報に関する事。
- ム 議会の傍聴に関する事。
- メ 議会史に関する事。
- モ 議会図書室に関する事。
- ヤ その他調査広報に関する事。

◎ 農業委員会事務局

(1) 組 織

監査基準日現在、農業委員会事務局の職員は12名（内、臨時職員1名）であり、農業振興係及び農地係を置く。

(2) 事務分掌

【農業振興係】

- ア 公印の保管に関する事。
- イ 農業委員会の規則の制定改廃及び法律等の整理保管に関する事。
- ウ 予算決算及び経理に関する事。
- エ 文書の收受発送及び整理保管に関する事。
- オ 備品の整理保管及び消耗品の出納に関する事。
- カ 総会の会議に関する事。
- キ 農地等利用最適化推進施策の意見提出に関する事。
- ク 総会の議事録に関する事。
- ケ 国有農地等の管理に関する事。
- コ 農地法（昭和27年法律第229号）及び農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）等の登記の特例に関する事。
- サ 農家基本台帳の保管及び整備に関する事。
- シ 農地利用最適化推進委員の委嘱に関する事。
- ス 農業及び農業地域に関する振興計画の樹立及び推進に関する事。
- セ 農業生産、農業経営及び農民生活に関する調査研究に関する事。
- ソ 自作農維持創設に関する事。
- タ 農業関係行政機関との連絡調整に関する事。
- チ 農業者年金受託業務に関する事。
- ツ 農業後継者等の団体に関する事。
- テ 農地の買収及び売渡しに関する事。
- ト その他農業振興に関する事。

【農地係】

- ア 農地法関係書類の收受発送及び整理保管に関する事。

- イ 農地法による農地採草放牧地等の利用関係の調整に関する事。
- ウ 農地採草放牧地等の利用関係についてのあつせん及び争議の防止に関する事。
- エ 農地事情の改善に関する事。
- オ 農地等に関する文書の処理保管に関する事。
- カ 土地改良法（昭和24年法律第195号）その他の法令によりその権限に属させた農地等の交換分合及びこれに付随する事。

4 監査の結果

（1）執行状況

市民生活部、文化スポーツ部、農政部、議会事務局及び農業委員会事務局における予算の執行状況及びその他財務に関する事務の執行状況は、おおむね適正なものと認められた。